

「おおがわら手づくり市」出店者募集要項

～開催趣旨～

大河原町の地域振興を図るため創意工夫にあふれた新しいまちづくり活動として、趣味や生きがいを発見し、人と人との心の繋がりやコミュニケーションの場を創造し、地域活性化、異文化交流、異年齢や世代間の交流に繋がるきっかけ作りになるよう一般町民等の参加を広く求めて、誰もが楽しめるイベントを開催する。

1. 主催 一般社団法人大河原町観光物産協会・大河原町

2. 開催日時 令和6年9月14日（土）午前10時～午後3時
※さくらっきーフェア同時開催

3. 出店会場 大河原町にぎわい交流施設（中央公民館 大ホール）

4. 出店形態 1マス（約2.5m×2.3m） 又は 2マス（約5m×2.3m）
※1マス長机（180×45cm）1～2台、パネル（245×120cm）1枚、イス1～6脚付
※共同出店も可能です。

5. 出店参加費 1マス 1,200円（観光物産協会会員 1マス 700円）
2マス 2,400円（観光物産協会会員 2マス 1,400円）
※申込時にお支払い願います。申込後の出店申込者の都合によりキャンセルの場合は、参加費の払い戻しは行いませんのでご了承ください。

6. 出店対象 ご自身で制作したオリジナル作品を展示・販売可能な
大河原町内在住又は在勤の個人・グループ

7. 出店内容

（主な取扱作品）雑貨、アクセサリ、バック、財布、編み物、洋服、靴、食器、陶器、ガラス工芸、家具、レザーグッズ、キャンドル、ステーションナリー、ペーパークラフト、ぬいぐるみ、おもちゃ、絵画、イラスト、写真、キッズ・ベビーグッズ、ペットグッズ等
（その他手づくり作品等があればご相談ください。）

※出店作品はオリジナル作品に限ります。

既成品や出店者以外の第三者が制作された作品の出品は禁止とさせて頂いております。なお、ご自身の作品であっても、第三者の権利を侵害する作品、またはその他の理由により展示内容にふさわしくない作品は、観光物産協会事務局の判断により撤去させて頂きたく場合がございます。

※素材・キットのみの出品は禁止です。

既成品・オリジナルを問わず、ビーズ・生地・毛糸・アクセサリパーツ等の素材

や素材を組み合わせたキット、また、アレンジされていない植物や植物の苗等の出品は禁止です。万が一出品されている場合については、商品の取り下げやスペースの撤去をお願いする可能性があります。

※出店者が作り方を教える等、ワークショップ・実演販売は、自スペース内で出来る範囲かつ、周りに迷惑がかからない範囲で行うこととします。

場合によっては、事務局の判断により中止をお願いすることがあります。

※危険物の出品は禁止です。

包丁や大型ナイフ等の刃物、モデルガン、エアガン、火器・可燃ガスなどの危険物は保安上の観点から出品は禁止です。

※基本的に委託出店は禁止です。

「委託」や「セレクトショップ」のような形式でのご出店は出来ません。

※電源及び音源等の使用はご遠慮ください。

バッテリーライト等は周りに迷惑がかからない程度の小型のものなら使用可能です。

※18歳未満の方は保護者の許可及び同伴が必要です。

8. 作品の価格決定

作品の価格については可能な限り低廉で買いやすい価格に設定し、作品については個人での厳重な管理をお願いします。

会計は出店者各自で行うため、つり銭の準備と管理を厳重にお願いします。

9. 装飾関係

飾りや看板等はマスの範囲で行って下さい。マス内の設置であれば、机やイスの持ち込みも可能です。

10. 申込方法

別紙、出店申し込み用紙にご記入のうえ、参加費を添えて大河原町にぎわい交流施設内(一社)大河原町観光物産協会事務局にお申し込み下さい。

11. 締切日

令和6年7月28日(日) ※予定マス数に達し次第締め切り

12. その他

販売接遇又は販売後のお客様とのトラブルが発生した場合、観光物産協会事務局で責任を負いませんので、ご留意ください。後日(8月上旬～中旬頃)、出店者の皆様にはイベントの詳しい内容、搬入搬出時間、出店者一覧やレイアウト等の内容等、文書をお送りいたします。

一般社団法人大河原町観光物産協会

〒989-1241 宮城県柴田郡大河原町字町196

(大河原町にぎわい交流施設内)

TEL 0224-53-2141 FAX 0224-86-3348

営業時間 午前9時～午後5時

休館日 月曜日(月曜が祝日の場合は翌日休館)

ハンドメイド作品 禁止行為について

×他人の作品をマネして販売

アクセサリやバッグなどのハンドメイド品は実用品で、量産を前提としてデザインされたものなので登録・申請をしない限り「著作権」が発生することはありませんが、法律に触れないからと言って盗作するのはモラル違反です。他人のマネをしないで、オリジナルのハンドメイド作品を考え販売を行って下さい。

著作権法では、「この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。」との定義規定があります。現行の著作権法では、絵画や彫刻のような観賞用の美術作品は保護するが、鑑賞用でない実用品（そのひな型を含む）は意匠法による保護に委ね著作権法では保護しないという基本的考え方を持ちつつ、実用品であっても一品制作の美的創作性を備えた工芸品であれば例外的に美術の著作物として著作権法の保護を認めるという体系になっております。例えばデザイナーの名前を付した一品制作のアクセサリは、美術工芸品と考えられるものもあるとは思いますが、アクセサリのデザインは、一般的には実用品のひな型と考えられるため著作権法の適用は基本ありません。

×本に掲載されている作品をマネして販売

アクセサリやバッグ、洋服などの作り方が写真やイラストで詳しく掲載されているハンドメイド関連書籍に掲載されているレシピをそっくりマネして、そのまま販売するのは禁止です。本のレシピは、あくまで趣味の範囲で楽しむために公開されているので商用利用はできません。どうしてもマネしたい場合は、出版社等から許可をお取り下さい。

×お店が配布しているレシピをマネして販売

アクセサリのパーツショップや手芸店等にて、配布・販売されているレシピ等をレシピ通りに作って販売する行為は禁止です。本と同じで、あくまで趣味の範囲で楽しむために公開されているので、商用利用はできません。手芸店によっては商用利用可としている場合もあるため、お店を確認してから販売を行って下さい。また、キット等も「商用での使用は禁止」などの注意事項が記載されている場合は販売ができません。

×キャラクター生地 of 作品を作って販売

キャラクターがプリントされている生地を使って、ハンドメイド作品を制作すること自体は問題ではありませんが、営利目的でキャラクターを無断利用すると、著作権法に違反します。たとえば、ディズニーのキャラクターを無断利用するのは禁止です。キャラクターを模倣したと思わせるハンドメイド作品も販売は出来ません。また、キャラクター以外にも、生地の耳に製品化販売が禁止と記載されてるもの、著作権マーク（C・R）が付いているものも商用利用不可となります。

×知人にモデルをお願いして撮影し、その写真を二次利用する

商品写真を撮影するときに、友人や知人にモデルをお願いした写真は、モデル本人に「肖像権」があるため、それを二次利用（利用目的以外で勝手に使用）することは禁止です。使用する際は、モデル本人に許可をお取り下さい。

